

第22回北斗市農業委員会総会議事録

令和5年12月21日 開催

北斗市農業委員会

招 集 年 月 日	令和5年12月21日					
招 集 場 所	北斗市総合分庁舎 3階 大会議室					
委員の出欠状況 (出席 13名) (欠席 1名)	1番	澤 田 亨	出席	8番	落 合 修	出席
	2番	山 本 正 人	欠席	9番	吉 田 勝 幸	出席
	3番	齊 藤 介 男	出席	10番	佐々木 敬 子	出席
	4番	笠 原 勝 幸	出席	11番	時 田 孝 喜	出席
	5番	佐々木 秀 樹	出席	12番	加 藤 隆	出席
	6番	岡 村 栄 士	出席	13番	佐々木 勝 利	出席
	7番	中 川 哲	出席	14番	和 田 勝 雄	出席
本会議に職務のため出席した者の職氏名	北斗市農業委員会 事務局長 吉 田 賢 一 係 長 大 森 千 里 再 任 用 澤 口 則 之					

<p>会長提出議案</p>	<p>報告第1号 農地法第3条の規定による届出について</p> <p>報告第2号 農地所有適格法人の設立について</p> <p>議案第1号 土地の現況証明書の交付について</p> <p>議案第2号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について</p> <p>議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の決定について</p> <p>議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）の決定について</p> <p>議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（使用貸借）の決定について</p> <p>議案第8号 農地移動適正化あっせんの申出について</p> <p>議案第9号 土地の現況証明調査委員の指名について</p>
<p>委員提出議案 等の標題</p>	

第 2 2 回北斗市農業委員会総会議事日程

開議 令和 5 年 1 2 月 2 1 日 午後 1 時 3 0 分

- | | | |
|---------|---|-----------|
| 日程第 1 | 会議録署名委員の指名について | |
| 日程第 2 | 会期の決定について | |
| 日程第 3 | 農地法第 3 条の規定による届出について | (報告第 1 号) |
| 日程第 4 | 農地所有適格法人の設立について | (報告第 2 号) |
| 日程第 5 | 土地の現況証明書の交付について | (議案第 1 号) |
| 日程第 6 | 農地法第 1 8 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について | (議案第 2 号) |
| 日程第 7 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について | (議案第 3 号) |
| 日程第 8 | 農地法第 5 条の規定による許可申請について | (議案第 4 号) |
| 日程第 9 | 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について | (議案第 5 号) |
| 日程第 1 0 | 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画(賃貸借)の決定について | (議案第 6 号) |
| 日程第 1 1 | 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画(使用貸借)の決定について | (議案第 7 号) |
| 日程第 1 2 | 農地移動適正化あっせんの申出について | (議案第 8 号) |
| 日程第 1 3 | 土地の現況証明調査委員の指名について | (議案第 9 号) |

第 2 2 回北斗市農業委員会総会議決結果表

令和 5 年 1 2 月 2 1 日

番号	番号 報告・議案	件 名	提出者	議決 結果	備考
1	報告第 1 号	農地法第 3 条の規定による届出について	会長	報告済	5 件
2	報告第 2 号	農地所有適格法人の設立について	会長	報告済	1 件
3	議案第 1 号	土地の現況証明書の交付について	会長	決定	2 件
4	議案第 2 号	農地法第 1 8 条の規定による合意解約通知の 成立状況の確認について	会長	決定	1 7 件
5	議案第 3 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	会長	決定	6 件
6	議案第 4 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について	会長	決定	2 件
7	議案第 5 号	農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による 農用地利用集積計画（所有権移転）の決定 について	会長	決定	9 件
8	議案第 6 号	農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による 農用地利用集積計画（賃貸借）の決定につ いて	会長	決定	3 4 件
9	議案第 7 号	農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による 農用地利用集積計画（使用貸借）の決定につ いて	会長	決定	6 件
1 0	議案第 8 号	農地移動適正化あっせんの申出について	会長	決定	3 件
1 1	議案第 9 号	土地の現況証明調査委員の指名について	会長	決定	—

第22回北斗市農業委員会総会

(午後 1時30分 開会)

<p>(開会宣言) 和田会長</p>	<p>どうも皆さん、1カ月ぶりです。 12月もあと10日ばかりということで、新しい年を迎えるまでに早いと思います。1年はあっという間ということで、農作業のほうも大分片付いて終わっている方もいると思います。終わっている中でも、来年の仕事の段取りなどをやっている方もおられるかと思ひます。今年もあと10日ばかりですから、絶対に怪我などがないようにして農作業に励んでいただきたいと思います。</p> <p>知っている人は知っていると思ひますけれども、個人名の問題で、さっき局長から話があったとおり、今日、副市長と農林課の課長が来て、色々と市の方針とかそういう話をして、皆さんに許可を出してもらいたいというような話になると思ひます。その辺の皆さんからの意見を聴取して、まとめて出さなければならないということになります。今日は、ちょっと長くなるかも知れませんが、どうかひとつよろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>コロナとインフルエンザが凄く流行っております。私は、五病に毎度行っていますけれども、発熱外来で来ている患者さんを別のところに隔離して、そこは満室状態になっております。十分注意していただきたいと思います。</p> <p>本日の農業委員会総会は、報告2件、議案9件であります。 御審議のほどよろしくお願ひ申し上げまして、簡単ですが挨拶いたします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>委員の動向をお知らせいたします。 2番山本正人委員より欠席の届出がありました。 北斗市農業委員会会議規則第7条では、「会長は、会議の議長となり議事を整理する」こととなっておりますので、この後の議事については和田会長が進行いたします。よろしくお願ひいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、早速、会議を始めさせていただきます。 本日の議事日程は、お手元に印刷配布のとおりであります。 直ちに日程に入ります。</p>
<p>日程第1 議長</p>	<p>日程第1 本日の会議録署名委員を指名いたします。 議席番号4番笠原勝幸委員、議席番号5番佐々木秀樹委員の両名を指名いたします。</p>
<p>日程第2 議長</p>	<p>日程第2 会期の決定についてをお諮りいたします。 本総会の会期は、本日1日と決定することに、御異議ありませんか。</p>

議 長	<p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>御異議なしと認め、本総会は本日1日と決定いたしました。</p>
日程第3 議 長	<p>日程第3 報告第1号「農地法第3条の規定による届出について」を議題といたします。 番号1から番号5までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。</p>
議 長	<p>(事務局：朗読)</p> <p>事務局長より説明があります。</p>
事務局長	<p>御説明いたします。 農地法第3条の3第1項の規定によりまして、農地又は採草放牧地について、相続等により権利を取得した者は農業委員会に届け出ることとなっております。 番号1につきましては、新函館北斗駅より東側及び北側の農地でございます。番号2につきましては、道南農業試験場より南側の農地でございます。番号3につきましては、沖川小学校より北東側の農地でございます。番号4につきましては、清川浄水場より南西側、大野中学校より北側などの農地でございます。番号5につきましては、開発公民館より北側の農地でございます。これらの届け出につきましては、北斗市農業委員会事務専決規程に基づき専決処分しましたことを御報告するものでございます。 以上でございます。</p>
議 長	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>御異議がありませんので、本件は報告済みといたします。</p>
日程第4 議 長	<p>日程第4 報告第2号「農地所有適格法人の設立について」を議題といたします。 番号1を上程いたします。 事務局に朗読させます。</p>
議 長	<p>(事務局：朗読)</p> <p>事務局長より説明があります。</p> <p>御説明いたします。 当該法人は、本年10月に農業法人を設立しておりまして、耕作</p>

	<p>する農地につきましては、この後の議案第3号（農地法第3条の規定による許可申請）において御審議いただく予定となっておりますが、耕作する農地は代表取締役の^{個人名}がこれまで耕作してきました農地を借り受け、水稻を中心に野菜も栽培しようとするものでございます。農業への従事状況につきましては、取締役である^{個人名}が常時従事し、もうひと方の取締役に農業の技術や知識など教えながらともに行っていきまして、次年度以降は徐々に経営規模拡大を図ることとしておりまして、このたび農地所有適格法人の届け出があったものでございます。提出のありました法人設立届出書を確認しましたところ、農地所有適格法人としての要件は満たしております。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>8 番落合委員。</p>
落合委員	<p>この会社で取り扱う農産物というのは、主に何と何なんですかね。</p>
議 長	<p>事務局長。</p>
事務局長	<p>お答えいたします。</p> <p>適格法人設立時点での書類でいきますと、^{作物名}が今現在^{面積}ヘクタール、その他は^{作物名}ということで^{面積}ヘクタールということでの当初計画を立てているということでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>落合委員。</p>
落合委員	<p>農産物の輸出と輸入というのは、今の作っている^{作物名}と^{作物名}を主に輸出したりするということですかね。</p>
議 長	<p>事務局長。</p>
事務局長	<p>お答えいたします。</p> <p>法人を設立の際は、今後想定できる事業や業務というものを定款の中に記載しておりますので、お話を聞く中では、今現在、輸出と輸入という部分は今のところ考えていないというような状況でございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>よろしいですか。</p>
落合委員	<p>はい。</p>
議 長	<p>他にございませんか。なければ、本件は報告済みといたします。</p>

日程第5 議長	<p>日程第5 議案第1号「土地の現況証明書の交付について」を議題といたします。</p> <p>番号1及び番号2を一括上程いたします。</p> <p>事務局に朗読させます。</p>
	<p>(事務局：朗読)</p>
議長	<p>朗読が終わりましたので、調査委員を代表いたしまして、笠原勝幸委員より報告をお願いいたします。</p>
笠原委員	<p>事務局と笠原、岡村委員、吉田委員、加藤委員と4名で現地を見てまいりました。まず、1番の土地名の土地ですけれども、当該地は申請のとおり原野化しており、農地として利用することは困難と判断し農地採草放牧地以外と認定する。2番の土地名の土地ですけれども、当該地は申請のとおり雑種地化しており、農地として利用することは困難と判断し農地採草放牧地以外と認定する。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>報告が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p>
	<p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。</p>
日程第6	
議長	<p>日程第6 議案第2号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。</p> <p>番号1から番号17までを一括上程いたします。</p> <p>事務局に朗読させます。</p>
	<p>(事務局：朗読)</p>
議長	<p>事務局長より説明があります。</p>
事務局長	<p>御説明いたします。</p>
	<p>本件に関しましては、合意による解約が引き渡し期限の6カ月以内に行われていることが要件となっております。解約合意と引き渡しが同日で行われ、通知されておりますので問題ないと考えられます。</p> <p>なお、番号3から番号11までの案件につきましては、この後の議案第6号（賃貸借の決定）において、番号17につきましては議案第5号（所有権移転の決定）において御審議いただく予定となっております。</p> <p>以上、よろしく御審議願います。</p>
議長	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p>

議 長	<p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。</p>
日程第7 議 長	<p>日程第7 議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。 番号1から番号4までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
議 長	<p>事務局長より説明があります。</p>
事務局長	<p>御説明いたします。 番号1につきましては、白川第一会館より東側及び西側、稲里会館より東側などの農地で、所有する農地を息子さんに使用貸借し、経営移譲するものでございます。番号2につきましては、障がい者支援施設ふじの学園より東側などの農地で、所有する農地を息子さんに使用貸借し、経営移譲するものでございます。番号3につきましては、大工川会館より南側及び西側の農地で、所有する農地を義理の息子さんに使用貸借し、経営移譲するものでございます。番号4につきましては、先ほどの報告第2号(農地所有適格法人の設立)がありましたリバーサイドゴルフ練習場より北西側、千代田郵便局より西側などの農地で、所有する農地を自身が取締役を務める法人に使用貸借するものでございます。 以上、よろしく御審議願います。</p>
議 長	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。</p>
議 長	<p>次の番号5及び番号6の案件につきましては、7番中川哲委員が北斗市農業委員会会議規則第25条の規定により、「議事参与の制限」の対象となりますので退席を求めます。</p> <p>(中川委員 退席)</p>
議 長	<p>それでは、番号5及び番号6を一括上程いたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
議 長	<p>事務局長より説明があります。</p>

事務局長	<p>御説明いたします。 番号5及び番号6につきましては、(株)道新総合印刷函館工場より南西側の農地で、所有する農地を経営主として農業を再開する父親に使用貸借及び贈与するものでございます。 以上、よろしく御審議願います。</p>
議長	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。</p> <p>(中川委員 復席)</p>
日程第8 議長	<p>日程第8 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。 番号1及び番号2を一括上程いたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
議長	<p>事務局長より説明があります。</p>
事務局長	<p>御説明いたします。 番号1及び番号2につきましては、現在運用している北海道・本州間電力連携設備は、北海道と本州の電力安定供給確保の点で重要な役割を果たしておりまして、今後想定される北海道エリア内における大規模停電の回避などの観点から、新たな電線を増架するため、このたび一時転用許可を受けるため申請書が提出されたものでございます。 なお、提出された関係書類でヘリポートや運搬路などの配置計画を確認いたしました。必要最低限の転用面積となっているものと考えております。 以上、よろしく御審議願います。</p>
議長	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>8番落合委員。</p>
落合委員	<p>田んぼと畑の賃貸借金額って、参考までにどれくらいのものなんですか。</p>
議長	<p>事務局長。</p>
事務局長	<p>お答えいたします。 まず、番号1につきましては、湯の沢キャンプ場よりさらに奥に</p>

	<p>位置しております、反当でいきますと金額ほどの契約額。2番につきましては、中山分校より南西側になりまして、反当り金額ほどの契約額ということになっております。</p>
議 長	<p>よろしいですか。</p>
落合委員	<p>はい。</p>
議 長	<p>他にございませんか。なければ、本件は原案のとおり決定いたします。</p>
<p>日程第9 議 長</p>	<p>日程第9 議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の決定について」を議題といたします。 番号1から番号9までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。 (事務局：朗読)</p>
議 長	<p>事務局長より説明があります。</p>
<p>事務局長</p>	<p>御説明いたします。 番号1につきましては、千代田郵便局より南側の農地でございます。経営規模拡大を図ろうとする方へ売買するものでございます。番号2につきましては、介護老人保健施設いなほより南西側の農地でございます。平成23年5月よりこの農地を耕作してきました方へ売買するものでございます。番号3につきましては、新函館北斗駅より北側の農地でございます。平成26年7月よりこの農地を耕作してきました方へ売買するものでございます。番号4につきましては、函館育ちライスターミナルより南西側の農地でございます。平成28年12月よりこの農地を耕作してきました方へ売買するものでございます。番号5につきましては、白川コミュニティセンターより北側の農地でございます。経営規模拡大を図ろうとする方へ売買するものでございます。番号6につきましては、一本木会館より北側の農地でございます。平成21年2月よりこの農地を耕作してきました方へ売買するものでございます。番号7及び番号8につきましては、北海道水田発祥の地碑より南側の農地でございます。隣接地を耕作する方へ売買するものでございます。番号9につきましては、北海道農業公社より買い受けることとなっておりますが、購入代金が支払期日までに入金されなかったことから改めて利用権を設定するものでございます。 以上、よろしく御審議願います。</p>
議 長	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。 11番時田委員。</p>

時田委員	9番のほ場ですけれども、元々、 個人名 が農業公社から借りていたということですか。
議 長	事務局長。
事務局長	お答えいたします。 今、委員さんがおっしゃるとおり、公社から5年の期間を設定し借り受けていたという土地でございます。
議 長	よろしいですか。
時田委員	ただ、この人は色々と今までも問題がありましたよね。それでまた売買が成立、もしかしたら成立しない可能性ありますよね。そういう場合、どういうふうになるんですか。
議 長	事務局長。
事務局長	お答えいたします。 今月末に国の交付金、水活のほうのお金が入りますので、それを元手に支払いをされるという話を聞いておりますので、今の状況であれば支払いは大丈夫かと思っております。
時田委員	わかりました。
議 長	他にございませんか。なければ、本件は原案のとおり決定いたします。
日程第10 議 長	日程第10 議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）の決定について」を議題といたします。 番号1から番号32までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。 (事務局：朗読)
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	御説明いたします。 番号1につきましては、細入会館より北西側の農地でございます。労働力不足のため経営規模拡大を図ろうとする方へ貸すものでございます。番号2につきましては、中野会館より東側及び西側の農地でございます。労働力不足のため隣接地を耕作する方へ貸すものでございます。番号3につきましては、萩野小学校より北東側の農地でございます。労働力不足のため隣接地を耕作する方へ貸すものでございます。番号4につきましては、新函館北斗駅より南東側の農地でございます。労働力不足のため隣接地を耕作する方へ貸すものでございます。番号5につきましてはメイホク食品(株)よ

り西側などの農地、番号6につきましてはJR北海道新函館変電所より北東側の農地でございまして、農地保有合理化事業により経営規模拡大を図ろうとする方へ貸すものでございます。番号7につきましては太平洋セメント(株)上磯工場より西側、番号8につきましてはケアハウスそよかぜより南西側、番号9につきましては太平洋セメント(株)上磯工場より西側、番号10につきましては三好会館より東側、番号11につきましては大工川会館より東側、番号12につきましては大工川会館より南側及び西側、番号13につきましては大工川会館より南東側の農地で、いずれも労働力不足等のため経営規模拡大を図ろうとする方へ貸すものでございます。番号14につきましては、細入会館より北西側の農地でございまして高齢のため経営規模拡大を図ろうとする方へ貸すものでございます。

なお、番号15から番号32までの案件につきましては、継続で引き続き賃貸借するものでございますので、説明は省略させていただきます。

以上、よろしく御審議願います。

議長

朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。

(「異議なし」の声あり)

議長

御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。

議長

次の番号33の案件につきましては、1番澤田亨委員が北斗市農業委員会会議規則第25条の規定により、「議事参与の制限」の対象となりますので退席を求めます。

(澤田委員 退席)

議長

それでは、番号33を上程いたします。
事務局に朗読させます。

(事務局：朗読)

議長

事務局長より説明があります。

事務局長

御説明いたします。

本件に関しましては、HBC函館ラジオ送信所より西側の農地でございまして、高齢のため経営規模拡大を図ろうとする方へ貸すものでございます。

以上、よろしく御審議願います。

議長

朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。

(「異議なし」の声あり)

議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。 (澤田委員 復席)
議 長	次の番号34の案件につきましては、6番岡村栄士委員が北斗市農業委員会会議規則第25条の規定により、「議事参与の制限」の対象となりますので退席を求めます。 (岡村委員 退席)
議 長	それでは、番号34を上程いたします。 事務局に朗読させます。 (事務局：朗読)
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	御説明いたします。 本件に関しましては、開発公民館より南側及び北側の農地でございます。農地保有合理化事業により経営規模拡大を図ろうとする方へ貸すものでございます。 以上、よろしく御審議願います。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。 3番齊藤委員。
齊藤委員	公社で持つ前の地主は誰なんですか。
議 長	事務局長。
事務局長	お答えいたします。 この件に関しましては、地主さんはお二方おりまして、地元の方で「個人名」と「個人名」という方が所有していた土地でございます。
齊藤委員	はい、ありがとうございます。
議 長	他にございませんか。なければ、本件は原案のとおり決定いたします。 (岡村委員 復席)
日程第11 議 長	日程第11 議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（使用貸借）の決定について」を議題といたします。 番号1から番号6までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。

<p>議 長</p>	<p>(事務局：朗読)</p> <p>事務局長より説明があります。</p>
<p>事務局長</p>	<p>御説明いたします。</p> <p>番号1につきましては、開発公民館より北側の農地で、労働力不足のため隣接地を耕作する方と使用貸借するものでございます。</p> <p>なお、番号2から番号6までの案件につきましては、継続で引き続き使用貸借するものでございますので、説明は省略させていただきます。</p> <p>以上、よろしく御審議願います。</p>
<p>議 長</p>	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。</p>
<p>日程第12 議 長</p>	<p>日程第12 議案第8号「農地移動適正化あっせんの申出について」を議題といたします。</p> <p>番号1から番号3までを一括上程いたします。</p> <p>事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
<p>議 長</p>	<p>朗読が終わりましたので、あっせん委員を指名いたします。</p> <p>番号1につきましては、議席番号4番笠原勝幸委員、議席番号14番和田勝雄委員、補助委員として鹿角昭夫推進委員を。番号2につきましては、議席番号1番澤田亨委員、議席番号6番岡村栄士委員、補助委員として加藤美智子推進委員を。番号3につきましては、議席番号2番山本正人委員、議席番号11番時田孝喜委員、補助委員として高橋陽一推進委員を指名することに、御異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>御異議なしと認め、本件は指名のとおり決定いたします。</p> <p>あっせん委員に指名された方は、よろしくお願ひいたします。</p>
<p>日程第13 議 長</p>	<p>日程第13 議案第9号「土地の現況証明調査委員の指名について」を議題といたします。</p> <p>事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>

<p>議 長</p>	<p>朗読が終わりましたので、調査委員を指名いたします。 議席番号5番佐々木秀樹委員、議席番号7番中川哲委員、議席番号11番時田孝喜委員、議席番号13番佐々木勝利委員の、以上4名を指名することに御異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>御異議なしと認め、本件は指名のとおり決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>以上で、本日の全日程を終了いたしました。 これもちまして、第22回北斗市農業委員会総会を閉会いたします。 御苦労様でございました。</p> <p>(午後 2時55分 閉会)</p> <p style="text-align: right;"> <u>議長(会長) 和田勝雄</u> <u>署名委員 笠原勝幸</u> <u>〃 佐々木秀樹</u> </p>